

GS Connection 契約約款

第1章 総則

- GSモバイルコミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます)は、GS Connection 契約約款(以下、「本約款」といいます)により、GS Connection(以下、「本サービス」といいます)を本条に定める契約者に提供します。
- 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本約款の一部を構成するものとします。
- 当社が、本約款の他に本サービスに基づき別途定めるプランおよびその他の利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項または利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 契約者は本サービス、本約款に同意の上、利用するものとします。なお、イー・アクセス株式会社(以下、「キャリア」といいます)の定めるEMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)その他の契約約款、利用規則、利用条件等についても併せて同意するものとしてします。

本約款(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使われます。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本サービス	キャリアが提供するDS-CDMA方式より符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信場所と受信場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換装置ならびにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします)を使用し行う電気通信サービス
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結した者
料金月	1月の暦の起算日(当社が契約ごとに定める毎月第一の日の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間
移動無線装置(データカード、ルーター)	利用契約に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下、同じとします)において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受け取るためのキャリアの電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
chip	「EM chip」をいい、契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供のために契約者に貸与するもの
端末設備	当社が提供する、又は指定する契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)または同一の建物内にあるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます)第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。以下、同じとします)以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続点	キャリアとキャリア以外の電気通信事業者との間の相互接続設備(事業法第33条および第34条の規定に基づきキャリアがキャリア以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下、同じとします)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
指定事業者	キャリアと相互接続協定を締結している電気通信事業者
相互接続通信	相互接続点との間の通信
契約者回線等	(1) 契約者回線および契約者回線を電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信回線であって、キャリアが必要に応じて設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
消費税込当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および開法に用いる法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方消費税(昭和25年法律第226号)および開法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信設備の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信設備の提供に係る交付金及び負担金等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

- 3条(通知)
 - 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のWebサイトへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
 - 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のWebサイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が発信された時点に行われものとします。

第4条 (約款の変更等)

- 当社が、契約者の承諾を得ることなく、本約款(本約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします)を随時変更することがあります。なお、本約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本約款を適用するものとします。
 - 改定後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のWebサイト等に表示した点より、効力を生じるものとします。
- 第5条(合意管理)
契約者と当社間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。
- 第6条(準拠法)
本約款に関する準拠法は、日本法とします。
- 第7条(協議)
本約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者同意を持って協議することとします。

第2章 サービスの種類

種類	内容
GS ConnectionLTE (S)、GS ConnectionLTE タレットプラン (i)	当社が無線基地局設備と利用契約の契約者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人がキャリアであるものに限ります)との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、または受け取る通信サービス

第3章 契約

- 9条(契約の単位)
当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。
- 10条(契約申込の方法)
利用契約の申込みをするときは、当社所定の決済方法登録申込書を提出していただきます。
- 11条(契約申込の承諾)
 - 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、受け付け順序に従って承諾します。
 - 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱に余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
 - 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - 利用契約の申し込みをした者が当社の本サービスの料金を他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 前条に基づき提出された決済方法登録申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、決済方法登録申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - 利用契約の申し込みをした者が、第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止したことがあるときまたは本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 第47条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 利用契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第12条 (契約者識別番号)

- 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
- 当社は、規定上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することができます。
- 13条(本サービスの利用の一時中断)
当社は、契約者が当社所定の書面より請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に移転することなく本サービスを一時停止する旨をいいます。以下同じとします)を行います。

第14条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 契約者は、氏名、名称、住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号若しくはその利用料金の変更)その他の当社の届出内容を変更することは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後速に当社所定の変更手続を行うものとします。
- 前項の届出がなかったことで契約者が通信不能の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 15条(利用契約に係る契約の承継)
 - 契約者が相対または法人の合併もしくは分割(以下、「相続等」といいます)を併つときは相続人等は利用契約の承継を請求することができます。
 - 当社は、前項の請求があったときの取り扱いは次のとおりとします。
 - 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて当社に請求していただきます。
 - 前号の場合においても相続人が2人以上あるときは、その1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。
 - 相続人等は、承継前の契約者がその請求を利用してこれら一切の権利および義務を承継します。
 - 当社は前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承継します。
 - 利用契約に基づき新たに本サービスの契約者になろうとする者が本サービスの料金を他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 利用契約に係る承継により、新たにその本サービスの契約者になるとうとする者が、第47条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 第3項に基づき提出された当社所定の書類またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第16条 (利用契約に係る譲渡)

- 本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とするときはできません。
- 17条(契約者が行う利用契約の解約)
 - 契約者が当社に返還するものとするときは、当社が定める手順に従い、当社所定の書面を当社が指定する場所に届けるとともにchipを当社に返還するものとします。この場合、毎月10日までに当社指定の書面及びchipが到着した日のついでに当該月の末日に利用契約の解約があったものとします。
 - 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第7章に規定するものとします。

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

- 当社は、第26条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除するものとします。
 - 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第26条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に特に支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用を停止しなくてもその利用契約を解除することができます。
 - 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者に対して、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事項の発生したことを通知したときは、直ちにその利用契約を解除することができます。
 - 当社は、前項の規定によらず、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合には、以後その利用契約に係る本サービスが利用可能でないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその利用契約を解除するものとします。
 - 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 第19条(契約の終了)
利用契約においては、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、24料金が経過することとなる料金月の末日(以下、「満期日」といいます)をもって満了となります。なお、利用契約は、契約者が満期日より満了する料金月の10日までに第17条に定める書面及びchipが当社に到着しない場合、利用契約の満期日を含む料金月から起算して12料金月単位で自動的にchipの貸与も、以後も同様とします。

第4章 chipの貸与等

- 20条(chipの貸与)
 - 当社は、契約者に対し、chipを貸与します。この場合において、貸与するchipの数は、1の利用契約につき1とします。
 - 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するchipを変更することができます。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 21条(契約者識別番号の換装等)
 - 当社は、次の場合に、当社が貸与するchipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。
 - (1) chipを貸与するとき。
 - (2) その他、当社がchipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
 - 22条(前項の規定によるほか、第12条(契約者識別番号)第2項または第43条(修理または旧型の換装の予定)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。
- 22条(chipの貸与)
 - 当社は、次の場合には、当社が貸与するchipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
 - (1) そのchipの貸与に係る利用契約の解除があったとき。
 - (2) その他、chipを利用しなくなったとき。
 - 23条(前項の規定によるほか、第20条(chipの貸与)第2項の規定により、当社がchipの変更を行った場合、契約者は、変更前のchipを返還するものとします。
 - 23条(chipの管理責任)
 - chipの貸与を受けている契約者は、そのchipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
 - chipの貸与を受けている契約者は、chipについて盗難にあった場合、紛失した場合は盗難または紛失した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 当社は、chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じたchip等の貸与、責任を負わないものとします。
 - 24条(暗証番号)
 - 契約者は、当社が別に定める方法により、chipに、chip暗証番号(そのchipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます)を登録することができます。この場合において、当社からそのchipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約が有効であることを認めず、chipについて盗難または紛失した場合は盗難または紛失した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 25条(本サービスの廃止)
 - 当社は、都合上および本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することができます。
 - キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
 - 前2号の規定により、本サービスの提供が終了するときは、契約者に対し廃止する旨の30日前までに通知します。
 - 廃止しない場合、又は当社及びキャリア間の契約の全部又は一部を廃止する場合には、この限りではありません。
 - 本条第1項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第5章 利用中止および利用停止

- 25条(本サービスの廃止)
 - 当社は、都合上および本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することができます。
 - キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
 - 前2号の規定により、本サービスの提供が終了するときは、契約者に対し廃止する旨の30日前までに通知します。
 - 廃止しない場合、又は当社及びキャリア間の契約の全部又は一部を廃止する場合には、この限りではありません。
 - 本条第1項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 26条(利用停止)
 - 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守または工事に伴ってやむを得ないとき。
 - (2) 29条(通信利用の制限)その他の契約約款の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) キャリアが電気通信サービスを中止したとき。
 - 27条(利用停止)
 - 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障を生じるおそれがあると認めるときは、一時的に本サービスの利用を中止することができます。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した理由が解消されたときは、その利用を中止するものとします。
 - 当社は、本条第1項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 本条に定める本サービスの利用の中止を行なったことにより、契約者の本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 27条(契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務を支払わないこととなる料金月)その他の債務の履行を停止するものとします。ただし、当社が契約者に請求するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまで)のうち、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払はしないおそれがあるとき(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条において同じとします)。
 - (2) 第4条(契約者の氏名等の変更の届出)に違反したとき、または第14条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定により届け出た内容について事実と異なることが判明したとき。
 - (3) 契約者の本サービスの利用において第47条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - (4) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備が当社に承諾を得ずして接続したとき。
 - (5) 当社が、契約者に、契約者回線に接続されている端末設備の技術が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにもかかわらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだときは、その検査の結果、技術基準等に適合している認められない場合は、この限りではありません。
 - (6) 当社が、契約者に、契約者回線に接続されている端末設備の技術が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めたにもかかわらず、正当な理由なく当社の検査を受けることを拒んだときは、その検査の結果、技術基準等に適合している認められない場合は、この限りではありません。
 - (7) その他本約款に違反したとき。
- 28条(前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止する旨等をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第28条 (通信帯域等の制約)

- 28条(通信帯域等の制約)
 - 通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在る場合に限る行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビル、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
 - 相互接続点との間の通信は、キャリアの相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。相互接続協定に基づき定められた相互接続協定には相互接続協定の締結に同意した電気通信事業者以外の場合は、その協定事業者による他相互接続通信(本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信を含みます。以下、同じとします)を行うことはできません。
- 29条(通信利用の制限)
 - 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救済、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を要とする場合および公共の利益のため必要な事項を要する内容とする通信を優先的に取り扱った、次の措置をとることがあります。
 - (1) キャリアが別途定める規定を用いてその契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)。
 - 前項の規定による場合、電気通信設備の定期的な運用または本サービスの円滑な提供を確保するため、当社は、契約者事前に通知する必要がある通信利用の制限を行うことができます。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合には、通信時間または特定地域に契約者回線等の通信の利用を制限すること。
 - (2) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一時的に自動的に接続して保留した通信の電気通信設備を占有する、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるときと当社が認めるときは、その通信を切断すること。
 - (3) 契約者回線(別称に係る契約者の義務)第5号に規定する基準行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
 - (4) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認定した場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止すること。

第7章 料金等

- 30条(料金および工事に関する費用)
 - 本サービスの料金は、料金表別掲第1表に規定するものとします。
 - 本サービスの料金は、工事費用を除き、当該工事に関する費用は、実費とします。
- 31条(基本使用料等)
 - 契約者は、利用契約の支払について当社が契約者の提供を開始した日から起算して利用契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が一日の場合は、その日)について、料金表別掲に規定する料金(以下、「基本使用料等」といいます)の支払いを要します。ただし、本約款または料金表別掲に特約の定めがある場合は、この限りではありません。
 - 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときは、次に示す期間中の料金の支払いは、次に示すものとします。
 - (1) 利用の一時停止をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要しません。
 - (2) 前2項の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによる合理的理由により本サービスの提供を全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備が壊れたこと)を当社が認知した時刻以後の料金(24時間の長さである部分に限ります)について、24時間ごとにより同程度の状態が生じた場合を含みます)が生じた場合には、その数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金。	契約者の責めによる合理的理由により本サービスの提供を全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備が壊れたこと)を当社が認知した時刻以後の料金(24時間の長さである部分に限ります)について、24時間ごとにより同程度の状態が生じた場合を含みます)が生じた場合には、その数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金。

- 32条(基本使用料の支払い)
 - 当社は、支払いを要しないこととされた料金に支払われているときは、その料金を返還します。
 - 基本使用料の日割りについては、料金表別掲に定めるところによります。
- 33条(パケット通信料の支払義務)
 - 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のクローズド通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます)について、キャリアが別途定める方法により測定した情報量と料金表の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。
 - 契約者は、パケット通信に際して、当社の機器(測定事業者の機器を含みます)の故障等により正しく算定できなかった場合は、通信事業者の機器によりキャリアが別途定める方法により算定した金額の支払いを要します。
- 34条(利用期間中に利用契約の解約があったときは、料金表に規定する契約解除料の支払いを要します。)
- 35条(ユニバーサルサービスの支払義務)
 - 契約者は、料金表別掲第1表に規定するユニバーサルサービスの料金を支払いを要します。
 - 契約者は、工事をする請求をしたとき、その承諾を受けたときは、別途手数料(費用)の支払いを要します。ただし、その工事の着手前に利用契約の解除またはその請求の取扱い(以下、本条において「解除等」といいます)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその費用が支払われているときは、当社は、その工費を返還します。
 - 工事の着手完了後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を償還していただきます。
- 36条(料金の計算および支払い)
 - 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表別掲に規定するところによります。
- 37条(割当金)
 - 契約者は、料金表別掲に規定する割当金を支払います。
- 38条(高利貸)
 - 料金の他の情報(延滞利率を含みます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の利率(年当たりの割合は、暦年の日数にその割合を乗じたものと計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。)

第8章 保守

- 39条(当社の維持責任)
当社は、当社の維持した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。
- 40条(契約者の維持責任)
 - 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持していただきます。
 - 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。
 - 41条(契約者の維持責任)
 - 端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その契約者または自営電気通信設備が故障のないことを確認の上、当社に修理の請求を行います。
 - 前項の規定に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱いにおいて当社が別に定める方法により試験を行うい結果を契約者に通知します。
 - 39条(当社の維持責任)
 - 当社は、前項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合には、以後その利用契約に係る本サービスが利用可能でないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその利用契約を解除するものとします。
 - 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第42条 (修理または復旧)

- 42条(修理または復旧)
 - 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を確保するものではありません。
 - 前項の場合において、当社が修理できないときは、第29条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

第43条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

第44条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本案において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍數である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - (1) 料金表通則第1表に定める基本使用料に規定する料金
 - (2) 料金表通則第1表で最大料金額が規定されている場合においては、本サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前々料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握する）が異なる場合には、当社が別に定める方法により算出した額
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
5. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
6. 当社は、本契約等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、本案において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしななければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第45条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本契約等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、本案において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしななければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第10章 雜則

第46条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるとき、またはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本契約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第47条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 移動無線装置（スマートフォン）もしくは接続し、またはその設備に線索その他の媒体を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要が生じたときは移動無線装置の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) chip に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
- (5) その他以下の禁止行為に該当する行為をしなないこと
 - (ア) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
 - (イ) (ア)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
 - (ウ) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章を送信、記載もしくは転載する行為
 - (エ) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (オ) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
 - (カ) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
 - (キ) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (ク) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
 - (ケ) 無断で連絡（SMS）もしくはIPアドレスを通知し、またはこれを勧誘する行為
 - (コ) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
 - (サ) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (シ) ウィルス等の有害なコンピュータープログラムを送信し、または掲載する行為
 - (ス) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは勧誘する行為
 - (セ) (ア) から (ス) のほか、法令または慣習に違反する行為
 - (ソ) 差遣、暴力、強迫、脅迫、または他人に不利益を与える行為
 - (タ) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
 - (チ) 上記(タ)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第48条（契約者に係る情報の利用）

1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の請求、当社の請求、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行に必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。
2. 本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、下記及び当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めるものとします。
 - (1) 契約者からの問合せへの対応、本サービスの利用に関する案内や情報の提供のサポート
 - (2) 課金計算
 - (3) 料金請求
 - (4) マーケティング調査および分析
 - (5) 当社および他社の商品、サービスおよびキャンペーン等のご案内等
 - (6) 前各号の目的を達するための第三者提供
3. 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を前項に定める目的で当社の業務委託先及び当社のグループ会社に対して提供します。

第49条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

制定：2011年7月20日

改定：2011年7月30日

改定：2011年8月31日

改定：2012年11月1日

料金表通則

第1条（料金の計算方法等）

1. 料金の計算は、この料金表通則に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします）により行います。当社は、契約者とその契約に係る契約の締結、工事、料金の請求のうち、基本使用料等、パケット通信料およびユニバーサルサービス料（その通信を開始した日と終了した日と異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（基本使用料等の日割り）

当社は、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下、この項において「月額利用料」といいます）の利用日数に応じた日割りは行いません。

第3条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表通則に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第4条（料金等の支払い）

1. 契約者は、本サービスの料金を、本サービスの提供を開始した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の口座から引落されるものとします。
2. 料金の支払がクレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 料金の支払が預金口座振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
4. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

第5条（消費税相当額の加算）

この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第1表 本サービスに関する料金

プラン名	GS ConnectionLTE (S)、GS ConnectionLTE タブレットプラン (i)
月額利用料（税込）（※1）	3,885円 / 月
事務手数料（税込）	3,150円
預かり金（税込）	無料
移動無線装置（ルーター）代金	当社が定める金額（※2）
契約期間	24ヵ月（自動更新あり（12ヶ月））（※3）
契約解除料（不課税）	① 24ヵ月以内解約：（※4）の表の金額 ② 契約更新月から12ヶ月以内での解約：3,150円（一律）（※5）

（※1）月額利用料の他に、1電話番号あたり5.25円/月（税込）のユニバーサルサービス料がかかります。

なお、月額利用料はサービス開始月を含む最大2ヵ月間が無料となります。キャンペーンは当社の都合により予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

（※2）契約者への移動無線装置（ルーター）の引渡時をもって、移動無線装置（ルーター）の所有権は移転するものとします。

（※3）GS ConnectionLTE (S)、GS ConnectionLTE タブレットプラン (i) は、2年間の継続利用のお約束で、長期契約割引が適用される契約です。契約種別毎の長期契約割引額は、別途当社が定める金額を上限として、契約者へ当社に対して支払う料金（移動無線装置（ルーター）代金）から引落されるものとします。当社が定める期間からの割引となります。

（※4）サービス開始月（本サービスの提供を開始した日が含まれる月）より24ヵ月以内にご解約の場合には、下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。

【GS ConnectionLTE (S) 契約解除料（不課税）】

ご利用開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
38,400円	38,400円	37,200円	36,000円	34,800円	33,600円	32,400円	31,200円	30,000円	28,800円	27,600円	26,400円	25,200円

	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	24,000円	22,800円	21,600円	20,400円	19,200円	18,000円	16,800円	15,600円	14,400円	13,200円	12,000円	10,800円

【GS ConnectionLTE タブレットプラン (i) 契約解除料（不課税）】

ご利用開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
69,600円	69,600円	67,100円	64,600円	62,100円	59,600円	57,100円	54,600円	52,100円	49,600円	47,100円	44,600円	42,100円

	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	39,600円	37,100円	34,600円	32,100円	29,600円	27,100円	24,600円	22,100円	19,600円	17,100円	14,600円	12,100円

（※5）利用契約の自動更新後、契約更新月（利用契約の更新日が含まれる月）より12ヶ月以内にご解約の場合には、契約解除料3,150円（不課税）をお支払いいただきます。